

三軒茶屋三角地帯魅力発信事業

三軒茶屋三角地帯 写真集(ブランドブック)制作業務委託 提案要求説明書

1. 説明書(本書)
2. 【別紙1】三軒茶屋三角地帯 写真集(ブランドブック)制作業務委託 仕様書
3. 【別紙2】契約書及び契約約款(ひな形)
4. 様式1 参加表明書
5. 様式2 参加辞退書
6. 様式3 質問書兼回答書
7. 様式4 見積書
8. 様式5 実績表

令和 8 年8月6日

公益財団法人 世田谷区産業振興公社

1. 目的

公益財団法人世田谷区産業振興公社(以下「公社」という。)が実施する「三軒茶屋三角地帯 写真集(ブランドブック)制作業務委託」の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により公平かつ適正に選定するために必要な事項を定めるものである。本業務は、三角地帯の独自の都市景観、文化、歴史及び街の空気感を、写真を中心とした表現により国内外へ発信し、ブランド化及び来街促進につなげることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

三軒茶屋三角地帯 写真集(ブランドブック)制作業務委託

(2) 業務内容

【別紙1】「三軒茶屋三角地帯 写真集(ブランドブック)制作業務委託 仕様書」のとおり

3. 提案限度額

4,400,000 円(消費税込)

4. 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

5. 参加資格要件

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

- (5) 都民税その他必要な税の滞納がないこと。
- (6) 提出書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 過去5年以内に、本業務と同種または類似する業務(写真集、ブランドブック、観光 PR 媒体、地域ブランディング媒体、出版物等)の企画、編集、撮影、デザイン制作等の実績を有すること。
- (8) 本業務を円滑に遂行できる実施体制を有し、アートディレクション、編集、写真撮影、デザイン、翻訳又は英語表記確認、Web 制作等の必要機能を確保できること。
- (9) 世田谷区又は三軒茶屋エリア等の地域特性を踏まえ、本業務に必要な調査・取材・打合せ等を適切に実施できる体制を有すること。

6. スケジュール

項番	内容	期限等	備考
1	実施要領等の公告日	令和8年8月6日(木)	ホームページにて公開
2	参加表明受付締切	令和8年8月20日(木)	メールにて受付。必要に応じて添付資料を郵送または持参すること。
3	招請通知送付・質問書送付	令和8年8月21日(金)	メール通知
4	質問提出期限	令和8年8月26日(水)	メールにて受付
5	質問回答	令和8年8月28日(金)	メール通知
6	提案書・見積書・実績表提出締切	令和8年9月4日(金)	郵送又は持参(あわせてデータをメール提出すること)
7	一次審査(書類審査)結果通知	令和8年9月16日(水)	メール通知
8	二次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年9月29日(火)	対面実施
9	審査結果通知	令和8年9月30日(水)	メール通知

7. 参加表明書の提出及び方法について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下により参加表明書を提出すること。

(1) 提出期間

令和 8 年8月6日(木)から8月 20日(木)午後 5 時まで【必着】

(2) 提出場所

「13. 本件担当」のとおり

(3) 提出様式

様式 1「参加表明書」を使用すること。

(4) 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

- ①参加表明書(別紙を含む)
- ②履歴事項全部証明書
- ③直近 2 期分の決算書写し一式
- ④納税証明書(法人都民税・法人事業税)
- ⑤会社概要又はパンフレット

※履歴事項全部証明書及び納税証明書は、発行日から3か月以内のものとする。なお、写しによる提出も可とする。また、電子納税証明書による提出も可とする。

(5) 提出方法

メールで提出すること。必要に応じて添付資料を郵送又は持参すること。

(6) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、様式2「参加辞退書」をメールにより提出すること。参加辞退書は必要事項を記載し、代表者印を押印すること。

(7) 招請通知

参加表明書及び必要書類を提出した事業者に対し、令和8年8月21日(金)にメールにより招請通知を送付する。

なお、招請通知には様式3「質問書兼回答書」を添付する。

8. 質問の受付について

本提案要求説明書及び仕様書に関する質問は、招請通知を受けた事業者から以下のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和 8 年8月 21日(金)から8月26日(水)午後 5 時まで【必着】

(2) 提出方法

招請通知に添付した様式 3「質問書兼回答書」を用い、メールで提出すること。なお、電話又は来社による質問には応じない。

(3) 回答方法

受け付けた質問については、業者名を伏して、参加事業者全員に対してメールにより回答をする。

(4) 質問回答日

令和 8 年 8 月28日(金)予定

9. 提案書及び見積書の提出について

招請通知を受けた事業者は、提案書・見積書・実績表を作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 9 月 4 日(金)午後 5 時まで【必着】

(2) 提出書類

①提案書

②見積書(様式 4)

③実績表(様式 5)

(3) 提出部数

①～③については下記部数を提出すること。

正本 1 部 :事業者名を記載し、代表者印を押印すること。

副本 8 部 :表紙や本文など全ページから事業者名が特定できる記述を除くこと

(4) 提出方法

提出書類は、電子データ及び紙媒体の両方を提出すること。

電子データ(正本・副本)はメールにより提出し、紙媒体(正本・副本)は持参又は郵送により提出すること。なお、持参する場合は事前に担当者へ連絡すること。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法により、提出期限までに必着とすること。

(5) 提出場所

「13. 本件担当」に同じ

(6) 提出物について

①提案書

提案書は、【別紙1】仕様書の内容をふまえ、以下の提案書記載事項を参考に作成すること。専門的知識を有しない審査委員にも内容が理解できるよう、専門用語を使用する場合は注釈を付すなど、分かりやすく具体的に記載すること。

なお、仕様書及び以下に示す事項以外についても、本業務の目的達成に有益な提案がある場合は、積極的に記載すること。

<提案書記載事項(参考)>

項番	項目	記載事項
1	企画・コンセプト	① 本業務の目的・趣旨に対する考え方 ② ブランドブック全体のコンセプト
2	独自性・ブランド化の考え方	① 他地域との差別化に繋がる視点 ② 三角地帯ならではの魅力を発掘・発信する方法 ③ 来街意欲を喚起するための訴求方針
3	写真表現・アートディレクション	① 写真表現の方向性及び目指す世界観 ② 撮影対象及び表現手法 ③ 構図、光、色彩、編集等に関する考え方

		④ 三角地帯の地域資源を魅力的に表現する方法
4	ブランドブックの 構成・デザイン	① 想定する紙面構成、ページ構成、判型、紙質などについて ※イメージはダミー写真可 ② 写真、文章、MAP 等の配置・連動方法 ③ 国内外の閲覧者に向けたデザイン方針 ④ 日英併記の見せ方
5	ランディングページの 提案	① LP の構成案 ② ブランドブックとの連動方法 ③ 周知・誘導施策、SNS 等を活用した情報発信方法
6	実施体制・ 主要スタッフ	① 業務実施体制及び役割分担 ② アートディレクター、カメラマン、編集者、デザイナー等の配置予定者 ③ 担当者の実績・経歴 ④ 品質管理体制及び関係者との連携方法
7	スケジュール・ 工程管理	撮影、取材、編集、デザイン、校正、LP 制作、印刷、納品までの全工程
8	類似業務実績	① 写真集、ブランドブック、観光 PR 媒体、地域ブランディング媒体等の制作実績 ② 過去の業務における担当範囲及び成果 ③ 本業務に活用できる知見やノウハウ
9	独自提案	その他有益と思われる独自提案

< 提案書様式 >

- ・A4 判 両面刷り(一部 A3 の挿入も可とする。ただし A3 は片面印刷とすること)
- ・カラー、白黒印刷、縦横は問わない。
- ・各ページには一連のページ番号を付与すること。
- ・正本の表紙には以下を記載すること。

宛名:「公益財団法人世田谷区産業振興公社」

件名:「三軒茶屋三角地帯 写真集(ブランドブック)制作業務委託」

提出年月日

事業者名

②見積書

見積書(様式4)は、作業項目ごとの詳細な内訳を記載すること。

金額は円単位とし、消費税及び地方消費税相当額をわかるように表記すること。

③実績表

実績表(様式5)を用いること。

10. 審査及び審査結果の通知

提出された書類等の審査は、選定委員会を設置し、一次審査(書類審査)及び二次審査(プレゼンテーション審査)により実施する。

なお、審査にあたっては、提案内容、業務遂行能力、見積等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉事業者として選定する

(1)一次審査(書類審査)

参加事業者が6社以上となった場合に実施する。

提出された資料の内容を基に評価を行い、二次審査(プレゼンテーション審査)に参加する者を選定する。

なお、参加事業者が5社以下の場合は、一次審査を省略し、全ての参加事業者を二次審査の対象とする。ただし、事前に実施する財務審査の結果が「資格なし」となった事業者については、本業務を適正に履行することが困難であると判断し、失格とする。

①審査方法

提案書に加え、見積書、実績表の評価に基づき点数が高い上位5社程度を選定する。

②一次審査結果通知

令和 8 年 9 月 16日(水)にメールで通知する。一次審査を実施した場合は、その結果を提案書提出者全員に通知する。一次審査を省略した場合は、提案書提出者のうち参加資格を有する者に対し、二次審査の対象となる旨を通知する。なお、財務審査の結果が「資格なし」となった者についても、同時にメールで通知する。

(2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

提案説明会を実施し、プレゼンテーション及び提案内容に関する質疑応答を行う。当日の参加者は4名までとし、プレゼンテーションは実際に担当窓口として業務に携わる者が行うこと。プロジェクター、HDMI ケーブル、スクリーン以外で、その他プレゼンテーションに必要な機器は、提案者において用意すること。プレゼンテーションに要する費用(旅費、通信費を含む。)は、提案を行う者の負担とする。プレゼンテーションに参加しなかった者は失格とする。

①実施日

令和 8 年 9 月 29日(火)に実施する。※プレゼンテーション15分以内、質疑最大10分程度

②場所

世田谷産業プラザ(世田谷区太子堂2-16-7)

※実施時間、集合場所等の詳細は、対象者へ別途通知する。

(3) 最終候補者の選定

事業者名を伏せ匿名とし、提出書類、プレゼンテーションを基に、選定委員会において総合的に審査を行い、最も高い評価を得た事業者を業務委託先の優先交渉事業者とする。ただし、審査の結果、優先交渉事業者を決せず、再度提案を募集することがある。

(4) 最終結果通知

二次審査に参加した全ての者に対し、令和 8 年 9 月 30 日(水)にメールで通知する。

(5) 提案書を特定するための審査基準

一次審査		
1	業務理解度	本業務の目的(ブランド化・来街促進)及び仕様書の趣旨を十分理解し、三軒茶屋三角地帯の地域特性・歴史・文化・景観等を踏まえた基本的な考え方が示されているか。
2	独自性	他社と比較し、仕様書の要求を超える独自性・創意工夫があり、三角地帯のブランド価値向上につながる提案となっているか
3	企画・コンセプト	世界観を具体的な企画として表現し、他の観光冊子との差別化や来街意欲の喚起につながる提案となっているか。
4	写真表現・アートディレクション	三角地帯の地域資源を効果的に表現する提案となっているか
5	ブランドブックの構成・デザイン	構成が分かりやすく、統一感があるか。国内外の閲覧者に訴求するデザインとなっているか
6	ランディングページの提案	ブランドブックとの一体性があり、国内外の閲覧者、特に訪日外国人への訴求力や導線設計、周知方法が具体的に提案されているか
7	実施体制	業務実施体制が明確であり、ディレクター・カメラマン・デザイナー・翻訳者等の役割分担や品質管理体制が適切か
8	撮影担当予定者	撮影担当予定者は本業務のコンセプトを実現できる技術・表現力を備えているか
9	スケジュール	スケジュールが具体的かつ現実的であり、撮影・編集・校正・印刷まで円滑に遂行できる計画となっているか
10	実績	類似業務の実績が十分にあるか
11	見積額	作業項目単位の見積になっているか、費用は妥当か

二次審査		
1	業務理解度・企画力	本業務の目的や仕様書の趣旨を十分理解したうえで、世界観を具体的な企画として表現し、魅力的かつ独自性のある企画提案となっているか

2	表現力・デザイン性	三角地帯の地域資源や街の魅力を効果的に伝える写真表現、アートディレクション、ブランドブックの構成・デザインが優れた提案となっているか
3	情報発信・来街促進への工夫	ブランドブックやランディングページを活用し、国内外の閲覧者への訴求や来街につなげるための具体的な提案となっているか
4	実施体制・実績・工程管理	業務を円滑に遂行できる体制が整っているか。また、配置予定者の実績やスケジュールが適切で、提案内容を実現できる能力を有しているか
5	プレゼンテーション評価	提案内容を分かりやすく説明できているか。委員からの質問に的確に回答でき、本業務への積極性や柔軟な対応姿勢が感じられるか
6	見積額	作業項目ごとの内訳が明確であり、提案内容に対して費用が妥当であるか

11. 契約の締結

審査の結果、選定された優先交渉事業者と協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで、契約を締結する。契約仕様書の内容は、【別紙1】「仕様書」及び提案された内容を基本とし、契約候補者との協議により最終的に決定する。なお、契約前に優先交渉事業者の提案内容に虚偽が無いかの確認を行い、認識に相違があり合意に至らなかった場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。契約締結にあたっては規定の【別紙2】契約書及び契約約款を厳守すること。

12. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金：不要
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- (5) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は返却しない。審査に必要な範囲で複製することがある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (8) 審査結果に関する質問又は異議申立てには応じない。
- (9) 公社は、必要に応じて提案内容の確認、追加資料の提出又はヒアリングを求めることがある。
- (10) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、公社と協議のうえ定める。

13. 本件担当

世田谷区太子堂二丁目 16 番地 7 号 世田谷産業プラザ 4F

公益財団法人 世田谷区産業振興公社 交流推進担当課 地域活性係

担当:石井

土・日曜、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

TEL:03(3411)6715 FAX:03(3412)2340